**東大阪市無料低額宿泊所の届出等に関する取扱要領**

（目的）

第１条　この要領は、無料低額宿泊所（社会福祉法第(昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。)第２条第３項第８号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）を設置して、第二種社会福祉事業を行う者の届出について、法第６８条の２から第６８条の４の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、無料低額宿泊所を運営するに当たっては、法及び東大阪市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年3月31日東大阪市条例第4号）、その他関係法令等を遵守するものとする。

（開始の届出）

第２条　法第６８条の２第１項の規定により、無料低額宿泊所を設置して、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業の開始の日から１月以内に、次に掲げる関係資料を添えて、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（様式１）を市長に提出しなければならない。

（１）届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

（２）届出年度前３年度分の事業報告・決算書類

（３）届出時における役員等名簿（様式４）

（４）代表者誓約書（様式５）

（５）届出時における法人の定款

（６）平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）

（７）居室面積・使用料（家賃）一覧（様式６）

（８）登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）

（９）経歴申告書（様式７）

（10）入居者に対する処遇に関する項目（様式８）

（11）運営規程

（12）金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）

（13）事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）並びに重要事項説明書

（14）事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）

２　法第６８条の２第２項の規定により、無料低額宿泊所を設置して、第二種社会福祉事業を開始しようとするときは、事業の開始前に、前項各号に掲げる関係資料を添えて、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（様式１）を市長に提出しなければならない。

（事前協議）

第３条　前条第１項又は第２項の届出をするときは、事業を開始しようとする日の１月前までに、市長に対して事前協議を申し出なければならない。

（届出事項の変更）

第４条　第２条第１項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から１月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式２－１）を市長に提出しなければならない。

２　第２条第２項の規定による届出をした者は、法第６８条の３第２項の規定により、届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式２－１）を市長に提出しなければならない。

３　第２条第２項の規定による届出をした者は、法第６８条の３第３項の規定により、届　け出た事項を変更したときは、変更の日から１月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（様式２－１）を市長に提出しなければならない。

（事業の休止又は再開）

第５条　第２条第１項の規定による届出をした者は、事業を休止又は再開したときは、休止又は再開する１月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】休止・再開届（様式２－２）を市長に提出しなければならない。

２　第２条第２項の規定による届出をした者は、事業を休止又は再開しようとするときは、あらかじめ、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】休止・再開届（様式２－２）を市長に提出しなければならない。

（事業の廃止）

第６条　第２条第１項又は第２項の規定による届出をした者は、事業を廃止したときは、廃止の日から１月以内に、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届（様式３）を　市長に提出しなければならない。

（届出受理に関する証明）

第７条　前条までの規定による届出について、届出を受理したことの証明が必要なときは、東大阪市無料低額宿泊所に係る届出受理に関する証明の交付申請書（様式９）を

市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の提出があったときは、東大阪市無料低額宿泊所の届出受理に関する証明書（様式１０）を交付する。

附則

１　この取扱要領は、令和２年４月１日から実施する。

２　施行日より前に、届出の上事業を行っている者が、施行日以降も引き続き事業を行うときは、法附則第５条の規定に基づき、東大阪市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行日から１月以内に届出を行うことで、法第６８条の２第１項又は第２項の規定による届出をしたものとみなす。